

議案第57号

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年愛西市条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、平成26年8月7日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、特定任期付職員の給料月額及び期末手当を改定するに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第27号

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年愛西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000

第9条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例（第9条第2項の改正規定を除く。附則第3項において同じ。）による改正後の愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第3項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 2 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして移動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払い）

- 3 改正後の条例第7条第1項の規定を適用する場合には、改正前の愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例第7条第1項の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 4 附則第2項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。